

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴 志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 8
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2022.10.28		

領収
※大
料
額

領 収 書

R4年4月16日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

領 収 書

2022年 5月22日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

※書

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 9
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2022.10.28		

領

※

領 収 書

2022年 6月 19日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

領 収 書

R4年 7月 17日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

※書 市政懇談会 500円(1/2)を支出

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴 志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 10
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2022.10.28		

領収

※
米
客

領 収 書

2022年 8月 21日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

領 収 書

2022年 9月 18日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

※書

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 23
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 印刷代	政務活動費充当金額 288,813 293,333 円	精算年月日 2023.3.15		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 証

関 貴志 様

領収金額	440,000 円			
上記金額 の内 相殺される額	0 円			
区分(印が該当)	現金	小切手	手形	振込
摘要	Rk.12.9 第四北沢銀行 新大塚店 お振込			

上記金額正に領収致しました
厚く御礼申し上げます

有限会社 大林 印刷

令和4年12月9日

〒940-1164 新潟県長岡市南陽2丁目951番地9
TEL 0258-23-3571 FAX 0258-23-3570

293,333円(2/3)を支出

せきたか通信25号 13,000部

※書類は、重ならないように貼付すること。

新しい価値観で
一人ひとりが輝ける
新しい社会を構築しましょう



長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 25号

〈2022年度〉

持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境分野／財政・経済分野／人間性(心)と教育の分野／政治改革の分野

「はじめに」

政治は誰のためにあるのか

この原稿執筆時では、旧統一教会と政治家との癒着や五輪汚職が連日報道されています。これまでも政治と金の問題などが多々発生しており、私利私欲のために政治家と癒着する者や組織が後を絶ちません。政治家を操る手段としては票・金・ポスト(役職)が使われますが、逆に言うと、票・金・ポストは政治家の弱みとも言えます。特定の者に操られる政治家が増えると、特定の者のための政治となってしまうのです。

「命もいらぬ、名もいらぬ、官位も金もいらぬ」という人物は処理に困るが、こういった人物でなければ、困難を共にして、国家の大業を成し遂げることはできない」とは西郷隆盛の名言だそうです。また山本五十六は、遺書とされる述志で「この身滅ぼすべし、この志奪うべからず」と述べています。公平・公正な社会を実現するために、票・金・ポストで言い寄られても、それを跳ね返す政治家が増えることが望まれます。

長岡市政は大丈夫か

後段の一般質問要旨に記載していますが、不適切な公文書管理については、諏佐議員と私の立会いの下、当事者である市と事業者で話し合うよう提案しましたが、市が拒否したために議会で質問することとなりました。当初、市は「適

切な公文書」と答弁していましたが、最終的には不適切と認めました。認めるまでに1年もの時間を要したことは問題です。また、原発事故時の避難計画についても、専門家の指摘や常識的判断に基づけば、5⁺圏住民の優先避難という要素が含まれていることは明白だったにもかかわらず、それを認めるのに1年以上の時間を要しました。これ以外にも諸々の案件があり、前号で述べたように、議会を含めて長岡市政は大変心配な状況です。

わずかな灯りも見える

とはいえ、市議会では変化の兆しも見られます。本会議の一般質問では一問一答方式が最適と私は考えていますが、最近、この方式で数名の議員が質問しました。(それ以前は、ごく一部の議員のみだった)。また、専門家からも「長岡市議会での質問レベルの低さや再質問の少なさは異常」との指摘を受けていますが、やはり最近、再質問する議員がわずかに増えています。



ほぼオール与党と言われる長岡市議会ですが、本来は国政と制度の異なる2元代表制の地方自治における議会に与党・野党はなく、常に是非々々であるべきですし、水面下の交渉や根回しではなく、公の場での議論に比重を置かなくてはなりません。

2021年9月議会

一般質問要旨

「子どもに寄り添った

諸施策について」

①熱中症対策について

関たかし 質問

地球温暖化は既に暴走が始まったとの指摘もあり、影響が年々深刻化している中、本年から熱中症警戒アラートが発表されている。今年5月、国において「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が作られた。私は、手引中の体制整備に注目している。体制整備とは、設定した指針に基づき、運動や行事の内容変更や中止等を誰がどのタイミングで判断し、結果をどう伝達するかを体制を整備することである。中止等の影響を考えると判断を躊躇することのないよう、あらかじめ体制を整備する必要はある。市の対応はどうか。



安達 教育部長 答弁

国の手引を参考に年度内の完成を目指し、熱中症対策ガイドラインを作成中である。

関たかし 質問

手引は、学校内での対策に力点が置かれているようだが、当市の実情を考えると登下校対策にも配慮が必要である。20分30分歩く生徒もいるし、夏休みの部活動等では12〜13時の時間帯に登下校するので、手引以上に登下校対応への配慮が必要だ。

安達 教育部長 答弁

気温の高い時間帯における登下校も考えられるので、実情を把握して対策に盛り込む。

②児童・生徒の携行品について

関たかし 質問

子どもが中身の詰まった重いランドセル等を背負って登下校している問題は、過重なるランドセル問題などと言われ、心配する保護者も多い。様々な調査が行われているが、小中学生が持つ荷物の重さは平均6.8kg。この結果のもと、重い荷物は幼児や高齢者が未熟な子どもの発達への影響が懸念され、健康を司る可能性も指摘されている。

この問題については、2018年に「児童生徒の携行品に係る配慮について」との事務連絡が文科省より出ている。過重な携行品が体の発達に影響を生じかねない等の懸念から、児童・生徒の携行品の重さや量を学校の上、適切な配慮を講じよう求められており、家庭学習で使わない教科等は学校に置いておく等の具体的な工夫事例も示している。この事務連絡を受けての取組及び課題を聞く。

安達 教育部長 答弁

各学校に対し、登下校時の負担軽減につながる取組を行うよう通知した。各学校では家庭で使わない教科等を置いておくことを勧める。部活動で使うものは鍵付きの部屋に置いておく等の対応をしている。一方で、熱中症対策のため、着替え、タオル、水筒など

携行品の増加は課題だ。

関たかし 質問

現在でも、子どもから重くて大変だと訴えられている保護者も多い。課題もあるとの認識があるので、様々な工夫で負担を減らす必要がある。

安達 教育部長 答弁

子どもの体力を踏まえた上で、過激な負担が生じていないか等、実情の確認が大切だ。必要に応じて対応するよう、改めて各学校に指導する。

③部活動等における取組について

関たかし 質問

2018年にスポーツ庁が制定した「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」等に基いて、市は中学校部活動方針を策定し、休養日、指導者のバウハラ、モラハラの禁止等の方針を示した。また、2019年には市がスポーツコンパスを策定し、スポーツコンパスは、全ての子どもへの健やかな成長のために、スポーツに携わる様々な立場の人が共通の理解を持って協力し合うことで、スポーツに参入しやすくなることを目指し、子ども、保護者、指導者等の相互理解を促している。私生活に関する指導者の責務向上、バウハラ、モラハラは減っているように見えていないので、指導者の責務向上に力を入れて頂きたい。



小崎 保健部長 答弁

2019年の頃は、何例も監理契約日を工事契約日に合わせていた。今年2月にA設計室と適合し、今年度の件は理解頂き、こうしたことは正しくないとの意見を頂いた。検討した結果、指摘のとおり両契約日を合わせる必要はないと分かり、今年度から慣例を取りやめた。

関たかし 質問

相手方であるA設計室は納得していない。検証し、あらためて質問する。

相模川羽原線の再稼働問題について

関たかし 質問

6月議会で30%圏の難雑計画について質問したら、30%圏の人から先に難雑するにために長岡市は自ら退避して協力するか、距離の近い人はリスクが大きいから優先的に難雑していくことではないかとの質問があった。4月閣内協議時、難雑シミュレーションで「5%圏より外側の住民が優先的に難雑する」という結論が出た。また、市が事務局長を務める市町村による原子力安全対策に関する研究会に対して市民の方から頂いた意見に、「5%圏」住民の難雑が優先される」と返答している。5%圏優先だけの理由で屋内退避とは考えていないが、優先難雑の要案もこの認識でよかった。難雑計画や再稼働問題に関連する重要な認識なので、再度質問を伺う。

星 原子力安全対策部長 答弁

国の指針では、当市を含む30%圏は、まずは屋内退避を行うとされている。これには、距離により被曝リスクが異なり、30%圏は5%圏よりリスクが低いところがある。さらに、放射性物質が大気中を帯びるような気となり流れる現象（放射性エアローム）による被曝リスクを減らすために屋内退避するものだ。シミュレーションについては4月閣内協議し、5%圏の優先難雑ではないと回答があった。

注：その後、市町村による原子力安全対策に関する研究会の「住民の難雑が優先される」との認識は前提条件であった。

2021年12月議会

【中・島出張所新築工事 監理委託について】

①入札者の意向について

9月議会でA設計室が納得していることも受け取れる答弁があった。A設計室は市の言い分を理解はできているが、納得はしていない。A設計室の意向をこのように認識しているか。

小崎 保健部長 答弁

相手方に当時の市の対応を説明した際に、状況については理解頂いたと考えているが、納得できていないと認識している。

安達 教育部長 答弁

指摘されたように、一部では不適切な指摘があるので、引き続き指導に関わる者や保護者への啓発に努める。

【消防中・島出張所 新築工事監理委託について】

関たかし 質問

2018年にA設計室が消防中・島出張所新築工事の監理委託を行った。設計に基づき同年8月、施工業者の入札が行われ、9月3日に契約に至った。これから先、工事監理委託が問題だ。工事監理とは、工事が設計図書通りに行われていることを確認するもので、工期で定められている。本件の監理委託は、A設計室との監理契約を指して9月20日から数回の見回り合わせを行ったが、金額が合わない不調となった。9月20日に最初の見回り合わせを行ったことは既にお話しているが、公文書では見回りの合わせは9月3日となっている。中・島部の建築文書である工事監理の業務委託契約は、入札日及び開札日（開標時刻なので見回りの合わせ日）が9月3日となっており、A設計室が見回りの過程で既にご報告したとおり、市は9月3日に回答したことになっている。A設計室が実際に9月20日に提出した見回書の日付が9月3日、見回りに対する市からの回答を受け取り、同じ日に見回書を提出したとされている。不自然な日付だ。また、見回りの合わせ後に作成する見回書の日付は、作成日が9月3日、見回りの合わせの不調

を認めて契約後着工が住宅地設計に交付した関係書類の返却書の日付が9月3日、同じく住宅地設計が消防本部に交付した関係書類の返却書の日付が9月3日となっている。更に、戻された9月9日にA設計室から送られた見回依頼通知書は8月9日付けになっている。市の公文書管理や組織体質が問われる案件だ。

6月議会で「工事監理の契約日を工事契約日に合わせる慣例だったので、工事契約日の9月3日に合わせて」という意向があった。両契約日を合わせる理由は何か。

小崎 保健部長 答弁

当時は建築本体の工事契約日から監理委託を行うと考えていた。

関たかし 質問

9月3日の同日契約にあるのであれば、同日にできるような工事と監理契約の手続きを同時進行に進めたい。建築を合わせるために文書の日付を揃えたことは理解できない。

小崎 保健部長 答弁

両契約は同時進行で行っていた。ただ、工事契約が決まらなければ、工事の申身を監理する契約に進めないので、並行で動きながら取組の日取り事務を進めていた。

関たかし 質問

両契約日の日付を合わせなくて、開標時刻の日付で監理したのではないのか。

の認識があったというところ。

小崎 保健部長 答弁

3日から20日までの間の監理については、9月の建設委員会で担当部長が適切に行っていたと答弁している。

関たかし 質問

整合性が取れない部分だ。工事と監理の契約日を9月3日に合わせる必要があると法務部が指摘していたら、実際に3日に監理契約できなければ、9月3日に合わせるという認識はしていないのか。

小崎 保健部長 答弁

建築基準法では監理者不在の工事着手は認められていないが、契約の工事と直接に着手することが可能であることから、両契約日付を合わせることを慣例としたのは市の考えである。

関たかし 質問

睡眠に抱くお。公文書は重要な文書だ。市の独自判断で公文書の日付調整を行うことに疑問を抱える。慣例はいつから行われていたのか。また、戻部から戻部は出なかったのか。

小崎 保健部長 答弁

いつからかは分からない。工事契約後に直ちに着手が可能であることを踏まえて契約日を合わせる慣例としたので、内部から変えるべきとの声はなかった。

【岡たかし】

既契約日を合わせることは問題とされていない。契約を合わせることは当然で、文書の日付を調整して合わせる手続がわからないと理解している。時間が無いので次に進む。

③書き換えの指示者について

【岡たかし】 質問

誰が指示して日付を改めたのか、また、その手順は。

小嶋 財務部長 答弁

執行向の決裁日付の訂正について、指示者や手順はない。契約検査の担当者が慣例と異なるとして入れてしまった日付に訂正印を押して、事務的な訂正を行ったものである。

【岡たかし】 質問

ますます疑問が湧く。誤って本日の決裁日である9月6日の日付を書き換えたのであれば、慣例通りに処理するために、誰に指示されたのか、訂正印を押して9月3日にしたとの説明だ。最終決裁検査が最終決裁の押印した日ではない日を入れていることだが、本日は違和感なく行われているのか。

小嶋 財務部長 答弁

訂正があった時には文書管理のルールに則って訂正印を押すことは通常行っているが、これ以外の執行向でどうだったかは分からない。

【岡たかし】

遠慮されたかもしれないが、個人的な意見なので派生質問した。

④日程管理について

【岡たかし】 質問

本来は実際に日付が合うように既契約の語をバランズを取りながら進める必要があった。執行向は8月20日に起算されているが、A設計費には8月中に既契約が完了したことから、9月3日に既契約を合わせることは不可避であった。日程管理に問題はなかったのか。



小嶋 財務部長 答弁

既契約日を合わせる慣例があったが、実際には工事契約から工事着手までに一定の日数があるので、その間に既契約を行えばよい。このたびも、工事契約後に速やかに既契約のA設計費と見積り合わせ日付の調整を行っており、日程管理に問題はない。

【岡たかし】 質問

これまでの指井と整合が取れない。工事契約から着手までの間に既契約すればよいとの指井だが、当時は既契約を同日にする必要があると考えていたのではないのか。分かりやすい説明を求める。

小嶋 財務部長 答弁

慣例で既契約日を合わせていた。先ほどは、実際には工事契約から着手まで一定の日数があり、その間に既契約の取扱いを行えばいいので、工事契約の決定後に既契約を依頼するA設計費と取り扱ったこと、日程管理に問題ないと答弁した。

【岡たかし】

時間の関係で次に進むが、理解できない部分だ。

⑤市の認識について

【岡たかし】 質問

9月20日の新潟日報は、消防署中之島出張所の工事をめぐる、工事監理契約に関する公文書の日付を、既契約の日で記載していたことが明らかになったこと、市は取材に対して、好ましくなかったと説明していること、市の認識が初めて明らかになったが「不適切だった」との認識であれは一定程度納得できた。これは既契約に絡む説明なので、改めて認識を伺う。

小嶋 財務部長 答弁

書き換えは一般的に不適切であるが、この案件は慣例により日付を調整したもので、書き換えではない。なお、対象となる監理契約は年間の仕様で、設計業者と継続して結ぶことが一般的であることなどから、日付調整が事業者と議論になることはなかった。

【相崎刈野開発の再稼働問題について】

①知事との関係性について

【岡たかし】 質問

市長は「市民の不安が解消されない限り原案は再稼働しない」と公約したが、市独自の争論は必要ないと表明している。市は立地自治体(相崎町)を巻き換える指示はないとの指井があった。既契約日を合わせる慣例は、市長・課長・部長のこのレベルの職制で共有されていたのか、また、慣例の引継ぎは文書で行われていたのか。



小嶋 財務部長 答弁

慣例は契約検査課の課長以下で共有され、引継ぎは口頭によるものである。

【岡たかし】

執行向の最終決裁権者である部長が慣例を知らなかったのは問題である。市の文書規則で決裁年月日は決裁者または既契約書記入しなければならぬと定められていることから、このたびの処理は問題があった。

②実態と異なる公文書の作成について

【岡たかし】 質問

昨年の9月議会で、実態と異なる日付の9つの公文書が確認された。これらの公文書は誰の指示によって作成されたのか。

小嶋 財務部長 答弁

契約検査課と住宅施設課で取り扱う文書類だが、両課とも日付調整する慣例が認識されていたので、指示なく日付調整する事務を行った。

【岡たかし】 質問

執行向以外の公文書も、慣例として事務担当者を作成したとの理解できないか。

刈野村・町)以外の既契約自治体の職員は知事を取りまわると発言しているのだ。市の再稼働に関する意見は知事に伝える方針である。市長は既契約の長を理由に再稼働反対と伝える時に、県に対して取寄せ区別するのと同じく既契約に対し、9月議会で「本日は30時。人口の6割を占め、県下最大の都市である」との認識が得られた。9月議会で、既契約市の発言を重く取り止める認識は必要なのかと問いつつ、「市の考えや思いを述べた上で、県も考えを述べていることではない」と指井し、執行向「知事が自治体の職員を聞く機会には、協議を併進したものが、立地以外の相崎町でなく、30時。既契約としての本市の意見も相崎町に打ち止めて頂けると考える」との指井があった。これについても、県や知事も同様の考えなのか。

【岡たかし】 質問

県に確認していないが、県と市のこれまでの関係性において、意見疎通や信頼関係ができていない。

【岡たかし】 質問

相崎町区別と言えば、既契約も区別するとの十分な見込みを持っていないことか。

【岡たかし】 質問

このような重要問題では、仮定の話を随々に申し上げるべきではない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

【岡たかし】

市の発言には重みがあるが、30時。既契約として本市の意向は相崎町に打ち止められるとの発言が軽微だ。

②市の主体的意見について

【岡たかし】 質問

市長、知事に取りまわらぬ方法を早く打ち出す申入れはわかりやすく、県下最大の都市の発言を重く受け止めるよう求めるなど、市の主体的意見を早い時期に伝える必要がある。

【岡たかし】 質問

現時点で県に市の思いを伝えるのではなく、判断できる材料がそろって市が判断したうえで、取りまとめ方法に従って表明する。

3 2022年3月議会

【中之島出張所新築工事】

監理委託について

①決裁者の認識について

【岡たかし】 質問

これほど、工事と監理契約日付を合わせる必要はなかったことになり、つまり、必要ない慣例によって実態と異なる9つの公文書が作成されたこと、公文書の信頼性や組織体質が問われかねない懸念だ。監理委託の執行向には、決裁者として都市整備部、財政部、消防本部の15名の押印が確認されるが、押印した15名の決裁者は日付調整する案件と

知って決裁したのか。

小嶋 財務部長 答弁

既契約を除く14名に確認した結果、慣例で日付調整する可能性がある案件と承認していたのは、入札契約担当の財務部契約検査課5名、設計の実務を行った都市整備部5名である。

【岡たかし】 質問

知らない決裁者がいたことは問題だ。委員会も含めてこれまでの議論で、都市整備部は既契約日を合わせる必要はないと現時点で認識していたと考えられるが、都市整備部と財政部の連携はなかったのか。

小嶋 財務部長 答弁

契約検査課側は日付を合わせることに強く思っており、都市整備部は違う認識を持っていたということ、連携がうまくなかった部分があった。都市整備部は見取り合わせの不調を受け、最終的に消防本部に公文書である工事引継書を出している。その際には9月3日の日付で出すべきかとの議論があったが、契約検査課から9月3日の公文書(都市整備部への発注通知書)が届いたため、それに合わせて3日が出した。

【岡たかし】 質問

状況は分かった。

②慣例の引継ぎについて

【岡たかし】 質問

12月議会で、「執行向の決裁日



い。事前了解権については、国が制度化する、あるいは東電がそれを含んだ協定を求めるのであれば方法の1つとして捨てていない。

関たかし

事前了解権は法制化されていないが、市が頼る知事も法的権限によって再稼働の是非を発言できる立場でなく、矛盾を感じる。また、知事は信の問い方について選挙の選択肢は外さないと言っており、選挙をやるとは言っておらず、住民投票や県議会の同意という手段もあると言っている。市民の意思は知事選で示せばいいとの認識は、市長の公約と整合が取れない。

②緊急防護措置における市の立ち位置について

関たかし 質問



原発から放射性物質が放出される可能性のある緊急事態に至った場合、原発5⁺圏(PAZ)住民は予防的に30⁺圏(UPZ)で即時避難する。我々30⁺圏(UPZ)住民は避難せずに屋内退避し、後に必要があれば避難する段階的避難になっている。全体の避難の考え方には、5⁺圏住民の優先避難という要素も含まれていると何度も確認しているが、「そのような要素はない」との答弁が続いている。国でPAZ、UPZを設定した際の議論の議事録を読むと、5⁺圏住民の優先避難と受け取れる。30⁺圏住民も同時に避難すると大渋滞になり、5⁺圏住民は十分な避難ができないとの要素もあることは間違いない。

山田 原子力安全対策室長 答弁

30⁺圏住民の屋内退避には、5⁺圏住民の優先避難の要素を含むとの考え方は承知していない。被曝リスクは原発からの距離に応じた異なり、リスクの高い5⁺圏は被曝による重篤な影響を回避するために即時避難を行う。30⁺圏は放射性プルームによる被曝などのリスクを低く抑えるため屋内退避を行う。また、避難行動によって肉体的、精神的な影響が生じ、事故や二次災害、既往症悪化等のリスクも存在することから、まずは屋内退避が基本である。屋内退避は、有効かつ合理的な防護措置である。

関たかし 質問

国での議論の経緯を読み上げ、読み上げ。それから、県の避難委員会も「UPZは、PAZ住民の避難が完了することを優先させ」と論点整理している。PAZ住民の優先避難という要素は明白であり、市の認識は改める必要がある。

山田 原子力安全対策室長 答弁

国へ重ねて問合せたが、30⁺住民の屋内退避の目的は5⁺住民の優先避難ではないとの見解だ。しかし、議員が指摘した資料は承知していないので、内容を確認する。

注：2022年9月議会で、市は5⁺圏住民の優先避難を認めた。

③市の意思表示について

関たかし 質問

市の再稼働に対する判断は知事

を通して反映させる方針だ。3月10日の本会議で知事との関係性を議論した際には従来通りの答弁だったが、3月17日の記者会見で、市長は「次期知事には30⁺圏自治体の意見を特に重く受け止めて判断してもらいたい」と述べたと報道された。1週間前の答弁よりも踏み込んだ見解だが、1週間で状況の変化があったのか。

山田 原子力安全対策室長 答弁

知事に対し、市町村の意向の取りまとめ方法を示すよう求めるという強い思いで市長は述べたのであり、市の姿勢は3月議会と変わらない。

関たかし 質問

3月議会とは全く違う。3月議会までは、取りまとめ方法を早く示すよう県に求めているだけであつたが、会見では「30⁺圏自治体の意見は特に重く受け止めて判断してもらいたい」ということなので、今の答弁には無理がある。

山田 原子力安全対策室長 答弁

会見では次期知事に望む質問があつた。市長は思いを述べたのであり、県に対する要望ではない。

関たかし 質問

これを機に、30⁺圏自治体の意見は特に重く受け止めてもらいたいと県に申し入れないのか。

山田 原子力安全対策室長 答弁

今後、県と市町村の協議が進み、取りまとめの仕組みが明らかになる中で、市の考えをしっかりと受け止めてもらえるよう伝える。

5 2021年9月
2022年6月議会

委員会などでの発言項目

- ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、平和的解決を求める決議
- 長岡花火財団への支援金
- 官製談合事件
- 空き家対策
- 自転車利用促進策
- 旧機那サフラン酒本舗の設計
- 米百俵プロジェクト
- 立地適正化計画
- 高齢ドライバーの適性診断
- 支所集落地域における高齢者等の活動活性化
- 生活困窮者自立支援
- 障害者雇用
- 児童虐待防止
- 子どもの貧困対策
- 新規就農……など

6 2021年度政務調査費

《収支報告》

長岡市議会のHPで公開されています。



市政懇談会

日時/毎月第3土曜日午後7:00~9:00
場所/神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容/自由に意見を交換します。関たかしの市政報告のほか、テーマを設けたり、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたでも参加できます。

出前報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

ご希望の方に「せきたか通信」1から24号をお配りします。



お知らせ

発行/関たかし事務所
〒940-0098 長岡市信濃2丁目10番43号
TEL.0258-32-0751 FAX.0258-32-0756

関たかし

E-mail sekitaka@mynet.ne.jp
ホームページ http://www.sekitaka.net
(YAHOOにて「関 貴志」で検索できます。)

ケータイから、HPへアクセスできます。



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 (関)	経理責任者印 (関)	台帳No. 24
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 郵送費	政務活動費充当金額 179,984 円	精算年月日 2023・3・15		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの


六
あ
け
注
意

領収書

関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084 1,235通	26.5g ¥103,740
小計	¥103,740
郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等) 非課税計	1,235通 ¥103,740 ¥9,430 ¥0
合計 お預り金額 おつり	¥103,740 ¥110,000 ¥6,260

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年12月23日 10:08
発行No. 221223A7868 端N17箱31
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512


69,160円(7/3)を支出

領収書

関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084 1,177通	26.5g ¥98,868
小計	¥98,868
郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等) 非課税計	1,177通 ¥98,868 ¥8,988 ¥0
合計 お預り金額 おつり	¥98,868 ¥100,000 ¥1,132

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年12月26日 14:39
発行No. 221226A8046 端N17箱31
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

65,912円(7/3)を支出

領収書

関 貴志 様

[別納引受] 区内特別基(定) 084 802通	26.5g ¥67,368
小計	¥67,368
郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等) 非課税計	802通 ¥67,368 ¥6,124 ¥0
合計 お預り金額 おつり	¥67,368 ¥70,000 ¥2,632

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2023年1月4日 10:36
発行No. 230104A3381 端N18箱21
連絡先: 長岡郵便局
TEL: 0570-943-512

44,912円(7/3)を支出

※書類は、重ならないように貼付すること。

新しい価値観で
一人ひとりが輝ける
新しい社会を構築しましょう



長岡市議会議員 関たかし 〈活動報告〉

せきたか通信 25号

〈2022年度〉

持続可能な社会の実現 ～広げよう長岡から～

重点的に取り組む分野 環境分野／財政・経済分野／人間性(心)と教育の分野／政治改革の分野

はじめに

政治は誰のためにあるのか

この原稿執筆時では、旧統一教会と政治家との癒着や五輪汚職が連日報道されています。これまでも政治と金の問題などが多々発生しており、私利私欲のために政治家と癒着する者や組織が後を絶ちません。政治家を操る手段としては票・金・ポスト(役職)が使われますが、逆に言うと、票・金・ポストは政治家の弱みとも言えます。特定の者に操られる政治家が増えると、特定の者のための政治となってしまうのです。

「命もいらぬ、名もいらぬ、官位も金もいらぬ」という人物は処理に困るが、こういった人物でなければ、困難を共にして、国家の大業を成し遂げることはできない」とは西郷隆盛の名言だそうです。また山本五十六は、遺書とされる述志で「この身滅ぼすべし、この志奪うべからず」と述べています。公平・公正な社会を実現するために、票・金・ポストで言い寄られても、それを跳ね返す政治家が増えることが望まれます。

長岡市政は大丈夫か

後段の一般質問要旨に記載していますが、不適切な公文書管理については、諏佐議員と私の立会いの下、当事者である市と事業者で話し合うよう提案しましたが、市が拒否したために議会で質問することとなりました。当初、市は「適

切な公文書」と答弁していましたが、最終的には不適切と認めました。認めるまでに1年もの時間を要したことは問題です。また、原発事故時の避難計画についても、専門家の指摘や常識的判断に基づけば、5+圏住民の優先避難という要素が含まれていることは明白だったにもかかわらず、それを認めるのに1年以上の時間を要しました。これ以外にも諸々の案件があり、前号で述べたように、議会を含めて長岡市政は大変心配な状況です。

わずかな灯りも見える

とはいえ、市議会では変化の兆しも見られます。本会議の一般質問では一問一答方式が最適と私は考えていますが、最近、この方式で数名の議員が質問しました。(それ以前は、ごく一部の議員のみだった)。また、専門家からも「長岡市議会での質問レベルの低さや再質問の少なさは異常」との指摘を受けていますが、やはり最近、再質問する議員がわずかに増えています。



ほぼオール与党と言われる長岡市議会ですが、本来は国政と制度の異なる2元代表制の地方自治における議会に与党・野党はなく、常に是非々々であるべきですし、水面下の交渉や根回しではなく、公の場での議論に比重を置かなくてはなりません。

2021年9月議会

一般質問要旨

「子どもに寄り添った

諸施策について」

①熱中症対策について

関たかし 質問

地球温暖化は既に暴走が始まったとの指摘もあり、影響が年々深刻化している中、本年から熱中症警戒アラートが発表されている。今年5月、国において「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が作られた。私は、手引中の体制整備に注目している。体制整備とは、設定した指針に基づき、運動や行事の内容変更や中止等を誰がどのタイミングで判断し、結果をどう伝達するかを体制を整備することである。中止等の影響を考慮して判断を躊躇することのないよう、あらかじめ体制を整備する必要はある。市の対応はどうか。



安達 教育部長 答弁

国の手引を参考に年度内の完成を目指し、熱中症対策ガイドラインを作成中である。

関たかし 質問

手引は、学校内での対策に力点が置かれているようだが、当市の実情を考えると登下校対策にも配慮が必要である。20分30分歩く生徒もいるし、夏休みの部活動等では12時13時の時間帯に登下校するので、手引以上に登下校対応への配慮が必要だ。

安達 教育部長 答弁

気温の高い時間帯における登下校も考えられるので、実情を把握して対策に盛り込む。

②児童・生徒の携行品について

岡たかし 質問

子どもが自身の話まっただ重いつらなほど重たい背負って登下校している問題は、重過ぎるランドセル問題などと言われ、心配する保護者も多い。様々な調査が行われており、小・中学校持ち物の重さは平均6.8kg。この結果のようだ。重い荷物は筋力や骨格が未熟な子どもの発達への影響が懸念され、重量を軽減し可能性も模索されている。

この問題については、08年に「児童生徒の携行品に係る配慮について」との事務連絡が文書により出ている。過重な携行品が体の発達に障害を生じかねない等の懸念から、児童・生徒の携行品の重さや重さの割合、適切な配慮を講じよう求め、家庭学習で使わない教科等は教室に置いておく等の具体的な工夫事例も示している。この事務連絡を受けての取組及び課題を聞く。

安達 教育部長 答弁

各学校に対し、登下校時の負担軽減につながる取組を行うよう通知した。各学校では家庭で使用しない教材等を置いて帰ることを勧める。部活動で使う私物は鍵付きの部屋に置いて帰る等の対応をしている。一方で、熱中症対策のため、着替え、タオル、水筒など

携行品の増加は課題だ。

岡たかし 質問

現在でも、子どもから重くて大変だと訴えられている保護者もいる。課題もあるとの認識なので、様々な工夫で負担を減らす必要がある。

安達 教育部長 答弁

子どもの体力を踏まえた上で、過剰な負担が生じていないか、実情の確認が大切だ。必要に応じて対応するように、改めて各学校に指導する。

③部活動等における取組について

岡たかし 質問

2018年にスポーツ庁が制定した「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン」等に基づいて、市は中学校部活動方針を策定し、本年度、指導者のハコハラ、モラハラの禁止等の方針を示した。また、2019年には市がスポーツコンパスを策定した。スポーツコンパスは、全ての子どもへの健やかな成長のために、スポーツに携わる様々な立場の人が共通の理解を持つて協力すること、スポーツに携わる人づくりの推進を目指す。子ども、保護者、指導者等の目ざす姿を挙げて、私自身も注目の点は指導者の意識向上だ。ハコハラ、モラハラは減っているように思いますが、向上に力を入れて頂きたい。



小崎 建設部長 答弁

08年の頃は、慣例で監理契約日を工事契約日に合わせていた。今年2月にA設計室と話し合い、今年度の件は理解頂き、こうしたことは正しくないとの意見も頂いた。検討した結果、指摘のとおり両契約日を合わせる必要はないと分かり、今年度から慣例を取りやめた。

岡たかし 質問

相手方であるA設計室は納得していない。検証し、あらためて質問する。

「相崎川埋戻しの再稼働問題について」

岡たかし 質問

6月議会で30%圏の建設計画について質問し、5%圏の人から先に選ばれるために長岡市は自ら選定に協力するとか、距離の近い人が15%圏から優先的に選ばれることではないとの答弁があった。内閣府が原発事故時の避難シミュレーションで5%圏より外側の住民が優先的に選ばれると5%圏住民が優先的に選ばれることになり、説明している。また、市が事務局を認める市町村による原子力防災対策に関する研究会に対して市民の方から頂いた意見に「1%（5%圏）住民の避難が優先される」と説明している。5%圏優先だけの理由で内閣選定とは考えられないが、優先選定の業も認める認識を聞く。避難計画や再稼働問題に関連する重要な認識なので、再検証を促す。

小崎 原子力安全対策課長 答弁

国の指針では、当市を含む30%圏は、まずは屋内退避を行うとされている。これには、距離により被曝リスクが異なり、30%圏は5%圏よりリスクが低いことがあがる。さらに、放射性物質が大気中を舞うような塊となって流れる現象（放射性エアロゾル）による被曝リスクを避けるために屋内退避するものだ。シミュレーションについては内閣府に確認し、5%圏の優先選定ではないと回答があった。

注：その際、市町村は、原子力防災対策に関する研究会の「住民の避難が優先される」との指針を踏襲された。

2021年12月議会

【中ノ島出雲新築工事 監理委託について】

①入札者の意向について

岡たかし 質問

9月議会でA設計室が納得していると受け取れる答弁があった。A設計室は市の言い分を理解してはいたが、納得や承諾はしていない。A設計室の意向をこのように認識しているか。

小崎 財務部長 答弁

相手方に当時の市の対応を説明した際に、対応については理解頂けたと認めているが、納得はしていないと認識している。

安達 教育部長 答弁

指摘されたように、一部では不適切な指導があるので、引き続き指導に関わる者や保護者への啓発に努める。

【消防中ノ島出雲新築工事監理委託について】

岡たかし 質問

2018年にA設計室が消防中ノ島出雲新築工事の監理設計を行った。設計に着手し同年8月、施工業者の入札が行われ、9月3日に契約に至った。これから先、工事監理委託の取組だ。工事監理とは、工事が設計図書通りに行われていることを確認するもので、仕様で定められている。本件の監理委託は、A設計室との監理契約を締結して9月20日から数回の見回り合わせを行ったが、金額が合わさらずに不調となった。9月20日に最初の見回り合わせを行ったことは市も認めているが、公文書では見回り合わせが9月3日となっている。中ノ島の建築文書である工事監理の業務委託執行回では、入札日及び開札日（監理契約の見回り合わせ日）が9月3日となっており、A設計室から見回り過程で市に報告した見回り記録も、市は9月9日に回答したところとなっている。A設計室が監理には9月20日に提出した見回り記録の日付が9月3日、見回りに対する市からの回答を受け取り、同じ日に見回り書提出したとされており、不自然な日付だ。また、見回りの合わせ後に作成する見回り記録の開札日・作成日が9月3日、見回りの合わせの不調

をめぐり、契約後直轄が住宅部監理に交付した関係書類の返却期の日付が9月3日、同じく住宅部監理が消防本部に交付した関係書類の返却期の日付が9月3日となっている。更に、監理には9月3日として設計側へ交付された見回り記録は8月31日になっている。市の公文書管理や組織体制が問われる案件だ。

9月議会で「工事監理の契約日を工事契約日に合わせる慣例だったのだ」と、工事契約日の9月3日に合わせていると説明された。両契約日を合わせる理由は何か。

小崎 建設部長 答弁

現時は建築本体の工事契約日から監理委託を行うと考えていた。

岡たかし 質問

9月3日の同日契約にするのであれば、同日にできるような工事と監理契約の手続きを同時並行して進めたい。仕様を合わせるために文書の日付を揃えたことは理解できない。

小崎 建設部長 答弁

両契約は同時並行で行っている。ただ、工事契約が決まらなければ、工事の身元を監理する契約に進めないで、並行が進まなから監理の日付を事務を進めている。

岡たかし 質問

両契約日の日付を合わせなくても、実務通りの日付で契約できたのではないか。

の認識があったということか。

小崎 建設部長 答弁

3日から20日までの間の監理については、9月の建設委員会に担当課長が適切に行っていたと答弁している。

岡たかし 質問

整合性が取れない答弁だ。工事と監理の契約日を9月3日に合わせる必要があると説明したのであれば、実際には3日に監理契約を済ませたことだから、20日までの間は違法状態という認識だったのではないか。

小崎 建設部長 答弁

建築基準法では監理者不在の工事着手は認められていないが、契約の工事と並行に着手することが可能であることから、両契約日付を合わせることを慣例としたのは市の考えである。

岡たかし 質問

理解に苦しむ。公文書は重要な文書だ。市の独自判断で公文書の日付調整を行うことに疑問を抱く。慣例はいつから行われていたのか、また、区部から監理が出なかったのか。

小崎 建設部長 答弁

いつからかは分からない。工事契約後に直ちに着手が可能であることを踏まえて契約日を合わせる慣例にしていたので、内部から変えるべきとの声はなかった。

関たかし 質問

① 日程管理について
本来は実際に日付が合うように...

関たかし 質問

② 書き換える指示者について
誰が指示して日付を変えたのか、また、その手順は...

関たかし 質問

③ 市議会の承認について
執行向の決裁日付の訂正について、指示者や手順はない...

関たかし 質問

④ 市議会の承認について
あつちき疑問が強く、誤って本日の決裁日である9月6日の日付を書いた...

関たかし 質問

⑤ 市議会の承認について
訂正があった時には文書管理のルールに則って訂正印を押すことは通常行っているが...

関たかし 質問

⑥ 市議会の承認について
これまでの答弁と整合が取れない。工事契約から費手までの間に...

関たかし 質問

⑦ 市議会の承認について
訂正があった時には文書管理のルールに則って訂正印を押すことは通常行っているが...

関たかし 質問

⑧ 市議会の承認について
知事との関係性について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑨ 市議会の承認について
市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑩ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑪ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑫ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑬ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑭ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑮ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑯ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑰ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑱ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑲ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

⑳ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

㉑ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

関たかし 質問

㉒ 市議会の承認について
市長は「市民の不安が解消されない限り...

2022年3月議会

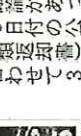
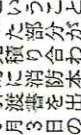
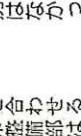
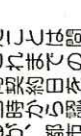
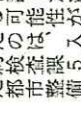
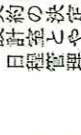
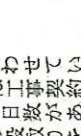
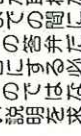
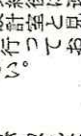
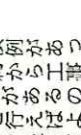
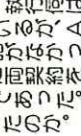
【中野山新築工事 監理委託について】

① 決裁者の認識について

これまで、工事と監理契約の日付を合わせる必要はなかったこと分かった。つまり、必要ない慣例によることと実態と異なるもの公文書が作成されたため、公文書の信頼性や組織体質が問われかねない懸念に、監理委託の執行向には、決裁者として都市整備部、財政部、消防本部など15名の印を捺印されるが、押印した15名の決裁者日付調整する案件と...

② 慣例の引継ぎについて

12月議会、「執行向の決裁日知って決裁したのか。」



関たかし 質問
時間の関係で次に進むが、理解できない答弁だ。

関たかし 質問

② 市の認識について
9月22日の新潟日報は、消防署中之島出張所の工事をめぐり、工事監理委託に関する公文書の日付を、監理委託の日で認識していたことが明らかになった...

関たかし 質問

書き換えは一般的に不適切であるが、この案件は慣例により日付を調整したもので、書き換えではない。なお、対象となる監理契約は年間10件程度で、設計業者と継続して発注することが一般的であることなどから、日付調整が事業者と議論になることはなかった。

関たかし 質問

③ 知事との関係性について
市長は「市民の不安が解消されない限り、原簿は再移動するまでない」と公約したが、市独自の事項と離れは必要ないと表明している。市は立地自治体(相模市)...

【相模川羽根の再稼働問題について】

① 知事との関係性について

市長は「市民の不安が解消されない限り、原簿は再移動するまでない」と公約したが、市独自の事項と離れは必要ないと表明している。市は立地自治体(相模市)...

関たかし 質問

市長は「市民の不安が解消されない限り、原簿は再移動するまでない」と公約したが、市独自の事項と離れは必要ないと表明している。市は立地自治体(相模市)...

関たかし 質問

慣例は契約検査課の課長以下で共有され、引継ぎは口頭によるものである。

関たかし 質問

執行向の監理委託案件である部長が慣例を知らなかったのは問題である。市の文書情報で決裁年月日は決裁者または起業者が記入しなければならないと定められていることから、このたびの処理は問題があった。

関たかし 質問

② 実態と異なる公文書の作成について

昨年の月議会で、実際と異なる日付の公文書が確認された。これらの公文書は誰の指示によって作成されたのか。

関たかし 質問

契約検査課と住宅施設課で取り扱う文書類だが、両課とも日付調整する慣例が認識されていたので、指示なく日付調整する事務を行った。

関たかし 質問

執行向以外の公文書、慣例として事務担当者で作成したという理解でよいのか。

又(関・県)以外の県自治体の意見は知事が取りまとめると発言している。市の再稼働に賛意を示す意見は知事に伝えている方針である。市長は市民の不安を理由に再稼働を促している。県に対しては、県議会で「本市は30%の人口を占め、県下第2の都市である」との発言は重みがかかっている。市の考えを思いを述べた上で、「県が再稼働していることではない」と答弁し、執行向「市民自治体の意見を聞く機会には、協議員が参加したところ、立地以外の市町村と一くくりに調整が難しく、30%の人口を占め、30%の都市の意見は相応に受け止めて頂けると考える」との答弁があった。これについて、県や知事も同様の考えなのか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
県に確認していないが、県と市のこれまでの関係性において、意図疎通や信頼関係ができていない。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

関たかし 質問
市長が区役所へ言えば、取事も区役所との十分な見込みを踏まえているということか。

県庁舎と住宅施設課 答弁
このような重要問題では、仮定の話を勝手に申し上げるべきでない。市としては、判断できる材料が出そろってから冷静に判断することが必要。

針で、相模川羽原発電は既に合宿し
ているが、数々の不祥事が発生し、
現在は国の検査中である。また、
地元の範囲が広げられないまま、全
国で原発が再稼働している。東電
は新潟県・相模川市・刈羽村の同意
を得て原発を再稼働する方針であ
り、本市にも同意を求めたい。原
は、福島原発事故の原因などの検
証を行った上で、取事が再稼働の
是非を判断し国民の信を問うこと
として、立地以外の自治体の意見
は、知事が判断する際に取りま
とめることとしている。しかし、県
の検証委員会の人事に対する批判が
あり、しっかりと検証できるのかと
の疑問の声が上がっている。市長
は「このままでは市民の不安が
解消されない限り原発は再稼働す
べきではない」と公約しているが、
再稼働に際しての事前了解権は必
要ないと説明しており、公約実現
の手段は見えていない。

原発から放射性物質が漏れ出す
場合、30km圏（仮・避難準備区域）
住民がまずは屋内避難として理
由はいくつかあるが、1つには30
km圏（仮・即時避難区域）の優先
避難への協力という要素がある
と説明しているが、その要素はな
しとの意見が強い。国が仮
（国際原子力機関）基準を踏まえ
て仮・仮を認定したが、この基準
では仮・仮の考え方をとして、放射
線量の影響等の他、実用上の理由
が示されている。その内容は①
原発から放射線物質が漏れ出す
場合、30km圏に位置しており、3市
に事前了解権を求めている。驚い
たのは、福島事故の8か月前には、
3市で事前了解権を含む安全協
定の中電に要請していたことだ。事

と、原発近隣の人々への緊急防衛
活動の有効性が減少すると考えら
れる。である。即時避難区域を3
0km以上に広げると、原発に近い住
民が速やかに避難できないとい
うことになる。原発近隣住民に再
避難という要素が仮基準に入っ
ていた。

④ 原子力安全対策課長 森井

「再稼働は、線量影響、防護基準
との関係については、科学的根拠
に基づいて判断して表記されてい
るが、仮基準の理由については「考
えられる」との表記だ。これは、仮
が示す科学的根拠と福島事故を踏
まえて距離設定したとの資料もあ
る。これらを含めて仮基準に再改
善したところ、5km圏優先避難
の要素はないとのことだ。

関たかし

市の原発政策は国・県・事業者
の言うことをつとめせず、自ら
確認して進めることの方針があ
る。仮基準の是非を問うに区別し
ていく方針にそぐわないと答えた。

⑤ 鳥根原発の周辺自治体から
学ぶ点について

関たかし 質問

昨年12月、鳥根原発の周辺自治
体を視察した。電力事業者は中国
電力、立地自治体は鳥根町と松江
市、出雲・豊前・安芸の3市が30
km圏に位置しており、3市は中電
に事前了解権を求めている。驚い
たのは、福島事故の8か月前には、
3市で事前了解権を含む安全協
定の中電に要請していたことだ。事

事前了解を求めた理由は、出雲市は
「1kmの大小はあるが、周辺自治
体も1kmの範囲に同意することに
ない。事前了解権によつて1km
の範囲を原発と密接に開くこと
」とのことで、豊前市は「事故の
影響が広域化する」と分かったた
め、地元自治体として市民の立場
で原発の安全性を確認する必要が
ある」とのことであった。また、
両市の議会は、再稼働賛成派も反
対派も事前了解権を求めた。事
前了解権と再稼働の是非を区別
して、認めていく。そして、
中には3市の中電が、事前了解権
は必要ないものの、当中と東電と
の安全協定よりも
強い権限の協定を
締結した。



本市は事前了解
権を求めず、再稼
働への賛否は取事
に伝えることとし
たが、反対を取事
に伝えても、知事は総合的判断で
賛成することもありうる。その場
合、市長は市民に「知事に強力で
断念したが、事前了解権がないので
これが限界だ」と説明すること
が懸念される。事前了解権が必要
ないとした理由は何か。

⑥ 原子力安全対策課長 森井

新潟県においては、立地以外の
本市を含む県内市町村と東電が締
結している安全協定にも、立地自
治体と東電が締結している安全協
定にも再稼働の事前了解は明記さ
れていない。また、法的にも事前
了解権は定められていない。再稼
働の地元同意は、国の計画で、立

地自治体等、関係者の理解と協力
を得るとされている。知事は、再
稼働に対する周辺自治体の事前同
意については県が取りまとい、意
思表示を行うと発言している。事
前了解権は必要ないということ
なく、知事が事前同意と言ってい
るように、県が今後示す意向の取
りまとい方法を協議した上で、本
市の意見を示し、知事の判断に反
映される仕組みが本市の意思の
現性の観点から現時点で最適な方
法である。

関たかし 質問

2021年に、鳥根町が原発に
関する重要な判断や回答をするに
当たり、30km圏の考えをよく理解
し、誠意を持って対応することの
覚悟が確認され、取事・3市議会
の賛成に同意している。3市は事前
了解権の獲得には至っていないが、
本市よりも密接に原発に関わる
仕組みが構築されたい。

本市も県に対して、市の意見
をしっかり受け止め、誠意を持って
対応するよう求めているのであれ
ば、市議の公約実現も見てくる。
最終的には鳥根県のようにしつ
つとした覚悟を交わす思いが強い
か。

⑦ 原子力安全対策課長 森井

鳥根原発の詳細は把握してい
ないが、新潟では知事が立地以外
の自治体の意向を取りまとい、意
思表示を行うと発言しており、い
ずれ取りまとい方法が明らかにな
ると思われる。市としては鳥根な
どの事例も参考にしながら、県と
協議する。

① 相模川羽原の再稼働問題について

事前了解権について

関たかし 質問

事前了解権とは、原発が再稼働
するに当たり、電力事業者から同
意や了解を求められる権限であ
り、取事案の原発の周辺自治体
により、事業者との協定締結に
よつて獲得でき、獲得した場合は、
当該自治体の了解なくして再稼働
なしという状態となる。相模川羽
原の事前了解権を要請している
のは、相模川市・刈羽村・新
潟県の3市である。私は、福島事
故後に避難計画の策定業務を負
った長岡市は、事前了解権を獲得
すべきと訴えてきたが、市は事前
了解権を求めている。

3月議会での「立地自治体と東
電が締結している安全協定にも
事前了解権は明記されていない
」との指摘は、これまでも度々
述べられてきた。これは、本市に
は事前了解権は必要ない、または
了解権の獲得は困難と聞かす結
果なのか示れない。立地自治体
協定における事前了解権の明記
と、本市に必要かということは別
の語であり、立地協定になくとも
本市に必要ならば求めなくては
ならない。本市の事前了解と立地
協定に明記されたこととは、
このように関連があるのか、本市
にこのことは何か問題なのか。

② 立地協定に再稼働の事前了解は

明記されていないと確認している
ので、これまで容弁してきた。

関たかし 質問

本市における事前了解権の必要
性との関連を問っている。

山田 原子力安全対策課長 森井

協定の目的は原発の安全性確保
であり、再稼働の事前同意や手続
を定めることではない。本市の意
思が知事の判断に反映される仕組
みが、現行性、意思の実現性の観
点から適切だ。

関たかし 質問

立地協定の内容が、本市に事前
了解権が必要かどうかの議論に
よつて影響するのかが。

山田 原子力安全対策課長 森井

本市が立地と同等の協定を締結
しても事前了解権は獲得できない。

関たかし 質問

答へになつていな
い。15分も経過したの
で次に進む。2022年の新
潟日報で、再稼働の事
前同意を求めない市長
の意向が報道された。
2021年に、市が同意や拒否でき
る権限を求めているが、県が市町
村の意向を踏ま、取りまといる仕
組みを求めたいと報道された。
これらの報道と議会答弁から、恐
らく市が事前了解権を求めている
と判断しているが、3月議会でも
事前了解権は必要ないというこ
とではないかと答弁があった。事前
了解権は必要か、不要か。



山田 原子力安全対策課長 森井

事前了解権は必要ないとい
うことではない。知事が事前同意
という言葉を使っているように、
県が今後示す各自治体の意向の取
りまとい方法を協議した上で、本
市の意思をしっかりと示し、知事
の判断に反映される仕組みが現
行性、意思の実現性の観点から
最適な方法である。

関たかし 質問

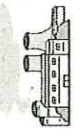
事前了解権は必要なのか。知事
の事前同意を適して市の意見を
反映させるので、市独自の事前
了解権は必要ないということか。
わかりやすい説明を求めている。

山田 原子力安全対策課長 森井

事前了解権が必要か必要ない
かの質問だが、大切なのは住民
の安全・安心の確保である。県
が立地以外の自治体の意向を取
りまとい、知事の判断に反映さ
れる仕組みが現実的であり、市
の意思の実現性の観点から適切
な方法である。事前了解権とい
う手段もあるかもしれないが、
目的を達成できる実
現性が高い手段を進めるべきだ。

関たかし 質問

市が賛成・反対を
知事に伝えたとして
、知事と意見が異
なつた時に市の意見
が尊重される取組
はない。市の意思の実現性とい
う観点から、市が独自に東電と事
前了解権の安全協定を締結する
ことは、市民の意向が反映される
仕組みだ。



い。事前了解権については、国が制度化する、あるいは東電がそれを含んだ協定を求めるのであれば方法の1つとして捨てていない。

関たかし

事前了解権は法制化されていないが、市が頼る知事も法的権限によって再稼働の是非を発言できる立場でなく、矛盾を感じる。また、知事は信の問い方について選挙の選択肢は外さないといい、選挙の選挙をやるには言うておらず、住民投票や県議会の同意という手段もあると言っている。市民の意思は知事選で示せばいいとの認識は、市長の公約と整合が取れない。

②緊急防護措置における市の立ち位置について

関たかし 質問



原発から放射性物質が放出される可能性のある緊急事態に至った場合、原発5⁺圏(PAZ)住民は予防的に30⁺圏(UPZ)住民は避難せず、我々30⁺圏(UPZ)住民は避難せずに屋内退避し、後に必要があれば避難する段階的避難になっている。全体の避難の考え方には、5⁺圏住民の優先避難という要素も含まれていると何度も確認しているが、「そのような要素はない」との答弁が続いている。国でPAZ、UPZを設定した際の議論の議事録を読むと、5⁺圏住民の優先避難と受け取れる。30⁺圏住民も同時に避難すると大渋滞になり、5⁺圏住民は十分な避難ができないとの要素もあることは間違いはない。

山田 原子力安全対策室長 答弁

30⁺圏住民の屋内退避には、5⁺圏住民の優先避難の要素を含むとの考え方は承知していない。被曝リスクは原発からの距離に応じて異なり、リスクの高い5⁺圏は被曝による重篤な影響を回避するために即時避難を行う。30⁺圏は放射性プルームによる被曝などのリスクを低く抑えるため屋内退避を行う。また、避難行動によって肉体的、精神的な影響が生じ、事故や二次災害、既往症悪化等のリスクも存在することから、まずは屋内退避が基本である。屋内退避は、有効かつ合理的な防護措置である。

関たかし 質問

国での議論の経緯を読み上げる、読み上げ。それから、県の避難委員会も「UPZは、PAZ住民の避難が完了することを優先させ」と論点整理している。PAZ住民の優先避難という要素は明白であり、市の認識は改める必要がある。

山田 原子力安全対策室長 答弁

国へ重ねて問合せたが、30⁺住民の屋内退避の目的は5⁺住民の優先避難ではないとの見解だ。しかし、議員が指摘した資料は承知していないので、内容を確認する。

注：2021年9月議会で、市は5⁺圏住民の優先避難を認めた。

③市の意思表示について

関たかし 質問

市の再稼働に対する判断は知事

を通して反映させる方針だ。3月10日の本会議で知事との関係性を議論した際には従来通りの答弁だったが、3月17日の記者会見で、市長は「次期知事には30⁺圏自治体の意見を特に重く受け止めて判断してもらいたい」と述べたと報道された。1週間前の答弁よりも踏み込んだ見解だが、1週間で状況の変化があったのか。

山田 原子力安全対策室長 答弁

知事に対し、市町村の意向の取りまとめ方法を示すよう求めるという強い思いで市長は述べたのであり、市の姿勢は3月議会と変わらない。

関たかし 質問

3月議会とは全く違う。3月議会までは、取りまとめ方法を早く示すよう県に求めているだけであつたが、会見では「30⁺圏自治体の意見は特に重く受け止めて判断してもらいたい」ということなので、今の答弁には無理がある。

山田 原子力安全対策室長 答弁

会見では次期知事に望む質問があつた。市長は思いを述べたのであり、県に対する要望ではない。

関たかし 質問

これを機に、30⁺圏自治体の意見は特に重く受け止めてもらいたいと県に申入れはないのか。

山田 原子力安全対策室長 答弁

今後、県と市町村の協議が進み、取りまとめの仕組みが明らかになる中で、市の考えをしっかりと受け止めてもらえるよう伝える。

5 2021年9月 2022年6月議会

委員会などでの発言項目

- ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、平和的解決を求める決議
- 長岡花火財団への支援金
- 官製談合事件
- 空き家対策
- 自転車利用促進策
- 旧機那サフラン酒本舗の設計
- 米百俵プレス
- 立地適正化計画
- 高齢ドライバーの適性診断
- 支所集落地域における高齢者等の活動活性化
- 生活困窮者自立支援
- 障害者雇用
- 児童虐待防止
- 子どもの貧困対策
- 新規就農……など

6 2021年度政務調査費

《収支報告》

長岡市議会のHPで公開されています。



市政懇談会

日時/毎月第3土曜日 午後7:00～9:00
場所/神明公民館(長岡市信濃2丁目)
内容/自由に意見を交換します。関たかしの市政報告のほか、テーマを設けたり、講師を招いた勉強会になることもあります。どなたでも参加できます。

出前報告

日時を調整して頂ければ、柔軟に対応します。

バックナンバー

ご希望の方に「せきたか通信」1から24号をお配りします。



お知らせ

発行/関たかし事務所

〒940-0098 長岡市信濃2丁目10番43号
TEL.0258-32-0751 FAX.0258-32-0756

関たかし

E-mail sekataka@mynet.ne.jp
ホームページ <http://www.sekitaka.net>
(YAHOOにて「関 貴志」で検索できます。)

ケータイから、HPへアクセスできます。



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 25
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2023.3.15		

領収書等貼付欄

領 収 書

2022年 10月 16日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

領 収 書

2022年 11月 20日

関 貴 志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

※ 市政懇談会 500円(1/2)を支出

穴あけ注意

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 (関)	経理責任者印 (関)	台帳No. 26
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 会場費	政務活動費充当金額 1,000 円	精算年月日 2023.3.15		

領収書等貼付欄

領 収 書

R5年 1月 22日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

領 収 書

R5年 2月 19日

関 貴志 様

金 ¥1,000 円也

但し、公民館使用料として
上記正に受領いたしました

神明公民館長

市政懇談会 500円(1/2)を支出

※書

○
↑
六
あ
け
注
意
↓
○

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 11
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 図書購入費	政務活動費充当金額 30,000 円	精算年月日 2022.10.28		

領収書等貼付欄

※力料額

領収証		関 貴志		様 No.	
金額		¥22000-			
但し		17-10666-1年間購読料として		2022.4月~2023.3月	
		2022年 4 月 1 日		上記正に領収いたしました	
内訳		銀行振込		株式会社 あえ	
現金				〒250-0011 神奈川県小田原市栄町2-13	
小切手				代表取締役 藤原	
手形				TEL: 0465-44-4750 FAX: 050-3606-3111	
消費税額 (10%)					
消費税額 (8%)					
収入印紙					

穴あけ注意

領収書

2022年4月13日

関 貴志 様

¥8,000-

但し「消費者レポート」購読料として

2022.4月~2023.3月

消費者情報誌

東京都新宿区西早稲田 2-10-207

特定非営利活動法人

日本消費者連盟 和興

代表 電話 03-341765

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 12
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 図書購入費	政務活動費充当金額 30,650 円	精算年月日 2022.10.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領収証

関貴志 様

様

No.

金額

¥30,000.-

但 GREEN REPORT 代金

2022.4月~2023.3月

2022年4月13日 上記正に領収いたしました

環境情報誌

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-50

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区
南浦和3丁目4番10ビル2F

有限会社地域環境ネット

代表取締役



穴あけ注意

セブン-イレブン

長岡日赤町1丁目店
新潟県長岡市日赤町1丁目65

関貴志
電話: 0258-32-0711 ｼﾝｸﾞﾙ#2

2022年06月28日(火) 22:16 責

領収書

財界・にいがた 650込

小計(税込10%) ¥650
 合計 ¥650
 (税率10%対象 ¥650)
 (内消費税等10% ¥59)
 お預り ¥700
 お釣 ¥50
 お買上明細は上記のとおりです。

※書類は、重ならないように貼付すること。

市政関連記事(長岡花火)

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 (関)	経理責任者印 (関)	台帳 No. 27
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 図書購入費	政務活動費充当金額 11,000 円	精算年月日 2023・3・15		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 証

No. 50489955

関 貴志 様

2022年4月1日

★ ￥ 11,000 -

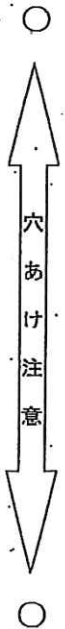
但 年内購読料として(食品暮らしの安全)

上記正に領収いたしました
2022年4月～2023年3月分

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

特定非営利活動法人
食品と暮らしの安全基金
〒338-0003 埼玉県さいたま市東区東本町14-18
TEL 048-851-1212 FAX 048-851-1214

コウヨ ウケ-78



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 関	経理責任者印 関	台帳 No. 28
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 図書購入費	政務活動費充当金額 5,000 円	精算年月日 2023.3.29		

領収書等貼付欄



※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの。

領収証		関 貴志 様		No. 0115102
★ ¥ 5,000-				
但し 2022年4月～2023年3月 地球環境部 地球環境課				
2022年 5月 27日 上記正に領収いたしました 環境情報誌				
収入 印紙	内訳	特定非営利活動法人ネットワーク		
	税抜金額	〒530-0027 大阪府大阪市北区堂島1-1-1		
	消費税額等 (%)	大阪府大阪市北区堂島1-1-1		
		TEL. 06-6311-0309 FAX. 06-6311-0331		

穴あけ注意

※書類は、重ならないように貼付すること。

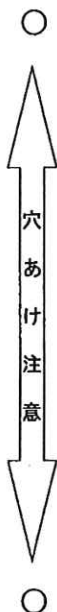
政務活動費領収書台帳

会派名 ・無所属	氏名 ・関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 13
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和4年度上半期)	政務活動費充当金額 11,826 円	精算年月日 2022.9.21		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

本通信料については、充当額3/4以内の適用除外であるもの



長岡市 領収書

無所属 関 貴志 様

令和4年度
番号 0135241-001

令和4年度タブレット端末に係る通信料(4月~9月分 1人分)

金額 ¥11,826 円

上記金額を受け取りました。



長岡市会計管理者
(納入者用)

領収書印欄

出納
4.9.21
第四北越
長岡市役所

※書類は、重ならないように貼付すること。

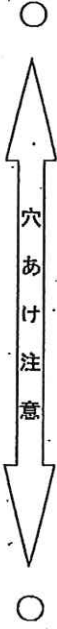
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 14
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 電話料	政務活動費充当金額 5,797 円	精算年月日 2022.10.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

別紙のとおり



※書類は、重ならないように貼付すること。

発行日 2022年 10月 5日

SoftBank

ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number

関 貴志 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。
下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。
Thank you very much for using SOFTBANK service.
The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

ご請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(内消費税等)	領収日 (Date for Receipt of Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2022年 4月分	4,950	450	2022年 6月27日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年 5月分	4,160	378	2022年 6月27日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年 6月分	4,244	385	2022年 8月26日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年 7月分	4,042	367	2022年 8月26日	第四北越銀行	長岡本店営業部
合計	17,396	1,580			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

4月分 1,650円 を支出 (1/2)
5月分 1,386円 を支出 (1/2)
6月分 1,414円 を支出 (1/2)
7月分 1,347円 を支出 (1/2)

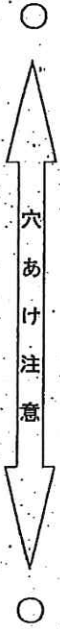
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関貴志	代表者印 関	経理責任者印 関	台帳No. 39
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 電話料	政務活動費充当金額 10,042 円	精算年月日 2023・3・15		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

別紙のとおり



※書類は、重ならないように貼付すること。

発行日 2023年 3月 14日

SoftBank

ソフトバンク株式会社

〒105-7529 東京都港区海岸一丁目7番1号

領収書

ご請求先番号: XXXXXXXXXX
Billing number

関 貴志 様

日頃はソフトバンクをご利用いただき誠にありがとうございます。
下記の電話料金等をご指定の口座から振替えさせていただきました。

Thank you very much for using SOFTBANK service.

The amounts has been transferred from your account to SOFTBANK on the date below.

ご請求年月 (Month of Issue)	領収金額 (Payment Received)	(内消費税等)	領収日 (Date for Receipt of Payment)	金融機関名 (Financial Institution)	支店 (Branch)
2022年 8月分	5,140	467	2022年 9月26日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年 9月分	4,731	430	2022年11月28日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年10月分	4,875	443	2022年11月28日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年11月分	5,839	530	2022年12月26日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2022年12月分	4,825	438	2023年 2月27日	第四北越銀行	長岡本店営業部
2023年 1月分	4,719	429	2023年 2月27日	第四北越銀行	長岡本店営業部
合計	30,129	2,737			

領収情報照会は電子文書です。印刷した領収書が経費精算・経理処理等にお使いいただけるかどうかは、事前にお客様ご自身でご確認ください。

8月分 1,713円 (1/3) を支出
9月分 1,577円 (1/3) を支出
10月分 1,625円 (1/3) を支出
11月分 1,946円 (1/3) を支出
12月分 1,608円 (1/3) を支出
1月分 1,573円 (1/3) を支出

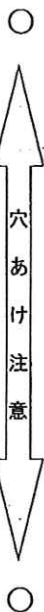
政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 関 貴志	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 3 /
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input checked="" type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 タブレット端末通信料 (令和4年度下半期)	政務活動費充当金額 11,178 円	精算年月日 2023・3・29		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

本通信料については、充当額3/4以内の適用除外であるもの



長岡市
領収書

無所属 関 貴志 様

令和4年度
番号 0260311-001
令和4年度タブレット端末に係る通信料(10月～3月分 1人分)

金額
¥11,178 円

上記金額を受け取りました。
長岡市会計管理者
(納入者用)

領収書付印欄
8
出納
5.3.29
第四北越
長岡市役所

※書類は、重ならないように貼付すること。